

## 第9回石川海区漁業調整委員会議事録

### 1. 日時及び場所

令和4年1月18日 火曜日 午後1時30分  
石川県庁 11階 1109会議室

### 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① 知事許可漁業の更新について（県外船の小型いか釣り漁業（するめいか）他）
  - i 県外船の小型いか釣り漁業（するめいか）の許可の割当隻数について
  - ii 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問）
  - iii 許可等の取扱方針の改正について
- ② 石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業の制限に係る委員会指示について
- ③ 12月の許認可実績について
- ④ その他

(3) 通知を發した年月日 令和4年1月12日

### 3. 出席者

出席委員（13名）

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	小川 英樹	委員	勝木 省司
〃	坂下 優	〃	杉野 哲也
〃	中村 明子	〃	五十嵐誠一
〃	太田 均	〃	川島 和彦
〃	笹波 守勝	〃	中 浩二
〃	橋本 勝寿		

欠席委員 中村 浩二、角屋 敏彦

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課長補佐、小柳専門員、島田主任技師  
事務局 福嶋局長、大内局次長

### 4. 議事の顛末 別紙のとおり

### 5. 議決・報告事項

- (1) 知事許可漁業の更新について（県外船の小型いか釣り漁業（するめいか）他）
  - ① 県外の小型いか釣り漁業（するめいか）の許可の割当隻数について  
水産課からの説明を受け、各道県に対する入漁許可の割当隻数を決定した。  
(資料1参照)
  - ② 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問・答申）  
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。(資料2参照)
  - ③ 許可等の取扱方針の改正について  
水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の改正を承認した。  
(資料3-1～3-4参照)

- (2) 石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業の制限に係る委員会指示について  
事務局からの説明を受け、事務局案のとおり委員会指示の発動を承認した。  
(資料4参照)
- (3) 12月の許認可実績について  
水産課から報告を受けた。(資料5参照)
- (4) その他

6. 委員会終了時間 午後2時00分

第9回海区漁業調整委員会の議事の顛末

- 福 嶋 局 長 | 定刻となりましたので、ただ今から第9回石川海区漁業調整委員会を開催します。  
本年、最初の委員会ということで、今年もまたよろしくお願ひいたします。  
なお、本日は、中村浩二委員、角屋委員から欠席の連絡を受けております。  
それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 今年、初めての委員会ということでございます。本年もまたよろしくお願ひいたします。  
委員の皆様には、本日は、足元の悪い中、そしてまたコロナがまん延しているということで、行動にも気をつけなければならない中で出席をいただきまして、ありがとうございます。  
暮れには、加能ガニ「輝」のヒットで、かなり水産業界も楽しみな感じがしておりましたけれども、また、年明けからコロナがまん延し始めて、経済は思わしくないような状況になるのではないのかなということで、心配しているところでございます。  
これから、まだまだ内浦では、ブリを期待しながら、寒い中での漁が続くことかと思っておりますけれども、コロナがあまり影響しないことを願ひながら、また、頑張っていたいただきたいと思います。  
それでは、委員会を始めさせていただきます。
- 福 嶋 局 長 | ありがとうございました。  
議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。  
最初に次第、次に資料-1「県外船の小型いか釣り漁業（するめいか）の許可について（各道県に対する入漁許可の割当隻数の決定）」、資料-2「漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等について（諮問）」、資料3-1「石川県沖合海域における小型いか釣り漁業（するめいか）の許可等の取扱方針（県外船）」、資料3-2「石川県沖合海域における小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等の取扱方針（県外船）」、資料3-3「小型定置網漁業（七尾南湾）の許可等の取扱方針」、資料3-4「石川県沖合海域における小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等の取扱方針（県内船）」資料-4「石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業の制限に係る委員会指示について」、資料-5「12月の許認可実績について」、最後に水産総合センターの漁海況情報をお配りしてあります。  
以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。  
それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 本日の議事録署名人を勝木委員と太田委員にお願いします。

[ 両委員 了承 ]

稲 村 会 長

では、議題1の「知事許可漁業の更新」について、①県外船の小型いか釣り漁業（するめいか）の許可の割当隻数について、水産課より説明をお願いします。

小 柳 専 門 員

水産課の小柳です。  
それでは、1ページの資料1に沿って説明させていただきます。

県外船の小型いか釣り漁業（するめいか）の許可については、毎年、北は北海道から南は長崎県までの各道県から小型いか釣り漁船を受け入れておりますが、その各道県別の割当隻数については、当委員会の意見を聴いて決定しております。

1に「割当隻数の決定」とありますが、この許可は他道県に住所を有する者の本県沖合への入漁許可でございます。漁期前にあらかじめ各道県に対して、今年の入漁希望隻数を照会しており、その結果について、当委員会の意見を受けて割当隻数を決定することとしております。

「2の令和4年漁期の入漁希望隻数の照会結果」については、下の表をご覧ください。黒三角が割当隻数の減った県で、北海道で2件、青森県で5件、宮城県で1件、兵庫県で1件、鳥取県で2件、山口県で1件、長崎県で3件それぞれ減少、新潟県で1件増加、その他の県につきましては、昨年と同様ということで、令和4年漁期の割当希望隻数は合計265隻、昨年度の割当隻数は279隻でしたので、差引きで14隻の減少ということでした。

これを受けて、「3の令和4年漁期の割当隻数（案）について」ですが、取扱方針の中でこの許可隻数の上限は380隻となっております。今回の希望隻数照会結果はこの許可隻数の上限を超えておりませんので、各道県の希望隻数どおり265隻を、それぞれ希望どおり割当てるとしたいと考えております。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲 村 会 長

特になければ、各道県に対する入漁許可の割当隻数については、この内容のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なし]

稲 村 会 長

では、議題1の②制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について、知事より諮問がきておりますのでお願いします。

併せて、③許可等の取扱方針の改正についても説明をお願いします。

大内局長

事務局より先に2ページの資料2の諮問文を読み上げます。

[ 諮問文の朗読 ]

内容については、水産課より説明をお願いします。

小柳専門員

事務局から読み上げました諮問文の内容について説明させていただきます。

資料2の3ページ、4ページ、5ページをご覧ください。また、資料3-1から3-4に続きます許可の取扱方針、こちらについてもあわせてご覧ください。

まず、3ページから5ページの制限措置の公示です。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可の種類は、小型いか釣り漁業（するめいか）県外、小型いか釣り漁業（あかい）県外、小型定置網漁業、および県内の小型いか釣り漁業（あかい）の4つです。これら4つの許可については、昨年開催された海区漁業調整委員会において制限措置および取扱方針の内容についてご審議いただき、今回ご審議いただくのは資料のグレーに塗ってある「許可をすべき数」のみになります。

資料の3ページには先程、お諮りいただいた県外の小型いか釣り漁業（するめいか）と小型いか釣り漁業（あかい）県外について示してあります。これらは許可期間が5月1日からとなり、各道県からの申請をいただく必要があることから早めに案内をかけるものです。

小型いか釣り漁業（するめいか）については、隻数は先ほどご審議いただいた内容となっております。次に、小型いか釣り漁業（あかい）県外とありますけれども、こちらも同様に、5月1日からの許可になり、福井県の方に5隻許可しているので、県外するめいかと併せて公示をし、許可の申請を受け付けます。なお、この2件とも、毎年県外船に出す許可ということで、これまでと同様に有効期間は1年にします。許可を申請すべき期間については、1月18日から3月15日までとします。

続いて資料4ページ、小型定置網漁業につきましては、許可すべき数として1隻を定めています。小型定置網漁業については、許可期間は、港湾区域との毎年の協議があり、1年許可としております。申請すべき期間は1月18日から2月18日とします。

続いて資料5ページ、県内の小型いか釣り漁業（あかい）については、遊休許可の枠数管理の中から新たに1件を新規許可とするものです。これにより、右側のグレーに示してある遊休許可の枠数管理の数が55件から54件になります。申請すべき期間は1月18日から2月18日までとします。

併せて、資料の3については、許可の取扱方針になっています。資料3-1は小型いか釣り漁業（するめいか）県外です。こちらは、先ほどご説明いたしました通り、制限措置の許可すべき隻数を更新したことと、漁業種類の名称を「小型いか釣り漁業（するめいか）」から「小型いか釣り漁業（するめいか）県外」に改めた以外は、従来の取扱方針と内容は変わっていません。

また、3-2は小型いか釣り漁業（あかいか）県外です。こちらも11ページ別表記載の漁業種類の名称を「小型いか釣り漁業」から「小型いか釣り漁業（あかいか）県外」に改めたこと、それから操業区域の記載の中で「正西」という記載だったものを270.0度という度数標記に改めた以外は従来の取扱方針と内容は変わっていません。

資料3-3は小型定置網漁業の許可等の取扱い方針ですが、こちらは13ページ別表記載の操業区域をイ、ロ、ハという表示からア、イ、ウという表示に改めた以外は従来の取扱方針と内容は変わっていません。資料3-4は小型いか釣り漁業（あかいか）県内ですが、こちらも先ほどの小型いか釣り漁業（するめいか）県外と同様、15ページの制限措置の表で許可等をすべき船舶等の数を更新したことと、漁業種類の名称を「小型いか釣り漁業（あかいか）」から「小型いか釣り漁業（あかいか）県内」に改めた以外は従来の取扱方針と内容は変わっていません。

以上、資料2の制限措置の公示、資料3の許可の取扱方針の説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

特になければ、②制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

また、③許可等の取扱方針の改正については、了承したいと思います。よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

では次に、議題2の「石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業の制限に係る委員会指示」について事務局より説明をお願いします。

大内局次長

16ページの資料4をご覧ください。  
「石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業の制限に係る委員会指示について」説明します。

内容は、二重線の四角中に記載のとおり「平成26年度から発動している委員会指示を延長するとともに、漁業法の改正に伴い所要の手続きを行う」というものです。

最初に、1の委員会指示の経緯につきまして、簡単にご説明させていただきます。

平成16年に、当時の門前町漁業協同組合から、県外から鹿磯漁港にイカ釣りに来ている北海道戸井町(現在、函館市)と青森県大間町の小型イカ釣り漁業者から「石川県沖でまぐろはえなわ漁業の試験操業をさせて欲しい」との要望を受け、本委員会の承認制でやらせていただけないか、との要望が海区委員会にありました。

このため海区委員会で審議した結果、1に記載のとおり、本県沖合海域において、県外イカ釣り漁船が兼業で行う「まぐろはえなわ漁業」を石川海区漁業調整委員会の承認制とする委員会指示を平成16年3月に発動しました。

なお、承認された操業海域は、底びき網漁船などとの操業トラブルを避けるため800メートルより深い海域としました。

一方、漁獲対象である太平洋クロマグロの資源状況の悪化に伴い、広域的な資源管理の枠組みを構築するために、「沿岸くろまぐろ漁業」については、国が設置する広域漁業調整委員会の承認制とする委員会指示が平成25年11月に発動されまして、以後は、有効期間の延長がなされてきております。

しかしながら、本委員会で指示してきた水深800メートル以浅での操業制限については、広域漁業調整委員会の指示に盛り込まれていないことから、新たな委員会指示を平成26年2月に発動しまして、平成26年4月1日から「水深800メートル以浅の海域において、まぐろはえなわ漁業を操業してはならない」という操業区域の制限を継続してきたところです。

それでは、2に記載の現行の委員会指示を読み上げます。

石川海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業を次のとおり制限する。

平成26年2月4日 石川海区漁業調整委員会 会長 稲村 幸雄

1 指示の内容

水深800メートル以浅の海域において、まぐろはえなわ漁業を操業してはならない。

2 指示の有効期間

平成26年4月1日から令和4年3月31日まで

なお、これまでは有効期間の延長に係る委員会指示として、2年間ずつ延長をしてきております。

最後に、17ページに記載の委員会指示(案)を読み上げます。

指示につきましては、漁業法の改正に伴いまして、所要の手続

きを行います。条ずれを直しまして、期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までとします。

石川海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業を次のとおり制限する。

令和4年〇月〇日 石川海区漁業調整委員会 会長 稲村 幸雄

1 指示の内容

水深800メートル以浅の海域において、まぐろはえなわ漁業を操業してはならない。

2 指示の有効期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

委員会指示が出されれば、これまでと同様に、金沢及び七尾海上保安部、県漁業取締船てどり、ほうだつに通知するとともに、石川県漁業協同組合及び北海道から長崎県までの関係道県には、内容を周知してまいりたいと思います。

以上、ご審議の程、お願いします。

稲 村 会 長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲 村 会 長

特になければ、委員会指示を発動することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲 村 会 長

次に、議題3「12月の許認可実績」について、水産課より説明をお願いします。

小 柳 専 門 員

それでは、12月の許認可実績の取り扱い状況について説明します。資料は、18ページの資料5になります。

[資料-5に基づき説明]

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲 村 会 長

それでは、「その他」で何かございますか。

[意見等無し]

稲 村 会 長

特になければ、事務局からお願いします。

大内局次長

次回の委員会につきまして連絡します。  
次回は2月15日（火）13時30分から県庁の会議室11階の1109会議室で開催したいと思います。よろしく願いいたします。  
なお、現在、コロナウイルスのオミクロン株の感染者が増えております。  
コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、先にご連絡をさせていただきます。

福嶋局長

少し補足説明をさせていただきます。  
一昨年春先にこのように感染者が増えたということで、委員会を休止にしたり、日をずらしたりということがございました。  
今回もこの先、感染者の増加の状況もみまして、2月の委員会の日をずらしたり、最悪の場合には、休止ということも含めまして、事務局の方で検討しまして、皆様に事前にご相談をすることもあるかと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

稲村会長

皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

稲村会長

以上をもちまして、本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_